

#### 4. 適正な取得等（ガイドラン第7条）

[ガイドライン]

（適正な取得）

第7条 電気通信事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

（第7条の解説）

個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行わなければならない、偽りその他不正の手段によることは許されない。

電気通信事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得してはならない。

○（好ましい事例）

事例4-1 加入申込を受け付ける際やアンケートを実施する際に、利用目的を明示して、本人から同意を得て個人情報を取得する。

×（好ましくない事例）

事例4-2 関連会社間で顔なじみの社員同士が勝手にお客様名簿を交換しあう。